

三社託宣の歴史的及び批評的研究

(承前)

文學士 星野日子四郎

(三)春日大明神の御託宣と稱せらるゝものは(爲書倭論語には此外諱訪大明神神託として略ば同意味のものを記せり)諸神本懷集に見ゆる八幡大菩薩託宣の一部の漢譯なること明かにして、而して又慈悲の教は天照皇太神宮を始め諸神共通の御教なること、斯の如き種類の神書に頻々散見するを見ても察知し得べし。而して此託宣中最も着眼すべきは、我原始神道の甚しく外穢を嫌ふことが、佛教の唯心觀の影響を受けて、内清淨即ち心の淨きことを主とするに至り、心にして清淨ならんか、二親の喪中と雖も以て神に事ふべしと説くに至ることなりとす。又以て思想推移の一端を窺ふべし。

鴨長明の發心集に

日吉の社に參る僧死人をとりあやしむ事、

中比の事にや、事もなき法師の世にあり佗て、京より日吉のやしろへ、百日まいりありけり。八十日あまりになりて、下向する様に、大津といふところを過けるに、ある家

の前にわかき女の、人めもしらず、さくらもあへず、よゝとなきたてある。此僧○申さ
しよりて、何事をかかなしむととふ、女のいふやう御すがたを見たてまつるに物詣し
給ふ人にこそ、と更えなむきこゆましきといふ。○申懇に尋ねれば、そのことに侍り、
我母にて侍るもの、日比なやましうつかまつりつるを、けさつるにむなしくみなして
侍るなり。○申僧申心に思ふやう、神は人を哀み給ふ故に濁れる世に跡を垂れ給へり。
これをきゝながら爭でかなさけなくすきん、我かくほと深きあわれみをおこせる事
覺えず、佛もかゝみ給へ、神もゆるし給へと思ひて。なわひ給ひそ、我ともかくもひき
かくさむ、外にたてれは、人めもあやしとてはひ入ぬ。○申夜にかくれて、便よき處に
うつし送りつ。其後いもねられさりけるまゝにつくく思ふ様、さても八十よ日ま
いりたりつるを、いたづらになしてやみなんこそ口惜しけれ、我此事名利のためにも
せず、たゞまいりて神の御ちかひのやうをも知らん。生れ死ぬるけからひは、いはゝ
かりのいましめにてこそあらめと、強く思ひて、曉水あみて、是れより又日吉へうちむ
きてまいる道すがらさすかにむねうちさはき、そら恐しき事かきりなし。參りつき
て見れば、二の宮の御前に、人所もなくあつまれり、只今十禪師のかんなきにつき給ひ
て、様々の事をの給ふ折節なり。此僧身のあやまりを思ひしりて、ちかくはえ寄らす。

物かくれに遠くゐて、かたのごとく念誦して、日をかゝぬ事を悦びて歸らんとする程に。かんなき遙かに見つけあそこなる僧はといはれて、心をろかならんやは、されどのがるべきかたなくて、わなゝくさし出たれば。○申ちかくと呼び寄せてのたまふやうは、僧のよむへせし事を、あきらかに見しそとのたまへるに、身のけよたちむねふたかりて生ける心ちもせず。かさねてのたまふやう、汝恐るゝ事なけれいしくするものかなと見しそ。我もとより神にあらず、あはれみのあまりに跡を垂れたり、人に信をおこさせんが爲めなれば、物を忌む事も又かりの方便なり、さとりあらん人はおのづからしりぬべし。但此事人にかたるな愚なる者は汝があはれみのすぐれたるにより、せいする事をば知らず、みだりにこれを例とし、わづかに起せる信も又亂れなむとす。もろくの事人にゆるべき故なりと、こまやかにうちさゝやきてのたまふ。僧の心なゝめならずあはれにかたじけなく覺えて、涙を流しつゝ出にけり。その後、事にふれたりしやうとおぼゆる事おばかりとなん。

此事寢覺記にも亦見ゆ

又砂石集にも

神明慈悲貴給事

として砂石集は慈悲のためには吉野藏王權現は死穢僧常觀を驕迎し又高野の天野明神は骨を携へたる僧性蓮を欣招し日吉の神も死親を弔へる僧侶を寛容し熱田大明神は承久の役亂を此社頭に避けたる人に對し身汚れたる者を嫌び給はざりしと宣ひし話説を列舉し神託の「我は物をばいまぬぞ慈悲こそたつとけれ」の語を擧げされば神明の御心はいづれもかはらぬにこそたゞ心清くば身も汚れなし」と結論せり。諸神本懷集及び三社託宣に見ゆるものは畢竟この思想に外ならず。

然れども是明かに神祇令義解に「穢惡者不淨之物鬼神之所惡也」とある如く、我原始神道が觸穢を忌むの思想を著しく逸脱せるものにして、古代の精神に則れる法令に背馳し且つ實際の慣行にも一致せざるところあるなり。今春日の例を擧ぐれば

諸社禁忌

一死穢

春日卅日(勿論喪家三十日憚之、伊勢加茂の如きは喪家五十日なり)

一服忌

春日重服一年、輕服假問憚之

然れば古代の神道にのみ着眼せる伊勢貞丈等の、三社託宣に下せる本文批評的攻擊

も眞に理なしとなさるなり。神代に在りては伊弉諾尊が神退去ましまし伊弉册尊の御死體を黄泉に見給ひしを以て穢れたりとして、橋之小門に祓濯し給ひし等、死穢を忌むは神代よりの思想たること辨を待たず。勿論其頃は未だ後世の如き忌服の明制なく、或は多少の時日間謹慎差控を要せしことあらんも、父母死せしならん後嚴密なる支那の喪服の禮知らるゝに及び、之と融和して漸く此制設けられしも、法曹至要抄に所謂觸穢事可依時議。即ち觸穢之日、隨事多端式條所指於有明文不在此限、難成會釋之類、縱雖有先例、雷可依時議是即王法崇神道、神道從王法、隨時而制宜、自君而作、故無必定例、須仰勅定矣」とある如く、父母の喪に遭ふも、其喪家に入らず、即ち穢所に觸れざる限りは、所謂不穢之重服にして、之を以て穢とせず。こは死穢の除外例たること、既に鎌倉時代明法家の勘申に見え、且つ爾後之に準據せられたることありしは事實なり。

拾芥抄

重喪人不混穢所憚否事

中略(通するも、親喪に遭ふも、葬家に入らず、喪服を着せず、穢氣無き住所なれば、之に交ふも、觸穢に當らざるゝ神事日と雖とも猶差支なきかとの諸問案。)

此條不穢服者一身之憚、彼居住之所通達之條無苦歟。於神事中者謹慎之至、如通達相憚之流例歟。

神祇權大副卜部兼員請文

謹請

遭親喪同題
見右

右遭父母喪之不相觸彼穢所令居住所者身一人之憚也通達不可有其憚但至於御神事日者可被止人之往返歟。

謹檢先例○中略建保五年九月安貞元年去曆應四年二年興國閏四月殿下宣旨局之母儀他界但宣旨局自年少成于他人子之間今度不受重服不相觸于穢所之上不可有服假歟又殿下每日神事此時神木御座六條殿意貫徹するまで奉還せざる春日神社の神木(藤原氏の氏神氏寺)のために殿下に昇ぎ込み願御拜之後人之通達可爲何樣哉事廣有御尋所詮可爲不穢之重服也神木御拜之後人之往返不可相憚之由落居畢以此等例思之非神事日不可憚行觸者乎仍言上如件

權大副卜部兼員請文

問申見右

謹答令葬云服忌者父母一年神祇式云觸惡事應忌者人死限三十日者據斯等文重喪人一年間不從神事者也至死穢者可爲卅日之條式文分明也而雖重喪無觸穢氣者不可有憚哉否事雖遭父母喪不混于喪家者更不可有穢之由建保四年三月十六日先

儒明政○阪勘申訖後愚不能左右矣而已。

前豊前守坂上大宿禰明請請文

謹訪先規就勅問建保四年明法博士明政勘云忌喪家者是死穢也且服者只身之憚神事非穢人仍雖遭父母喪不葬家者更不可有穢云々然者件喪人居住所無穢氣之上者不憚行觸歟但至神事日者行觸之條可有其憚哉仍言上如件。

明法博士也大判事坂上明成請文

(上略引神祇喪葬令爰遭親喪之仁依甲所命不入葬家無混合之儀雖爲五旬中出入同居人不可有穢但於神事之時者一廻之間可有其憚者也。仍言上如件。

明法博士中原章有請文

神道傳授

穢と服との事

一神代に死の汚を忌事は神代の卷に見えたり神道は潔を貴ひ是を清まわりと云故に穢を嫌也但水火には無穢入物には穢可有人の世に至り禮儀行て後服忌あり神代にはなし然はト部の説に内證にて穢を嫌て服を不嫌或はゆうを掛け或はしめを張れは服さはりなし。

要之、是等意見は畢竟服忌なるものは倫理的觀念の上に立てられたる穢の觀念にして、其人自ら實際喪に關係せざるときは其身體汚れざる故に、忌まざるものと考へられたるは神代よりの思想にして、之を以て上古歴代御遷都ありし一原因と考ふる一説もある程にて、又近頃まで瀕死者月經者臨產者を別居に移すの風、海島伊豆七島の如き僻村福井縣敦賀の在常宮にては今猶ほ產婦を別屋に移す(井上博士旅行談參照)に遺りしが如き以て見るべし。故に重服をつけたる人の居る喪屋に、神の來り格り給ふと云ふが如きは、神代以來の正統的思想に非ざるや明かなり。又中世以降と雖も、人々喪服をつけず又喪葬に全く關係なき家屋に在住せば、縱令父母の喪に遭へる人と雖も穢なしと云ふに止るものなり。但しこれとても平日は兎に角、神事の日に於ては此の如き喪に居る人の住居に往來交通することとは之を憚るべしと云ひ、衆說之に一致せり。又假りに百歩を譲りて此但書を撤去するも、斯く喪中の人と交通することあるも、その人神事に預りて差支なしと謂ふに止まり、神自身歩を連びて此喪服者の室に來り格ると云ふが如きは、未だ曾て有らざりし思想なり。特に面白きは彼の三社託宣を贊に書きしとの説あるト部兼豊が、春日神木拜前には、無穢なりとも重服者と往返すべからざりし先例を引きて、神事の日には之を

憚るべき説を陳べたる事なり。こは明かに三社託宣中に見ゆる春日大明神の、重服深厚之室に趣き給はんと云へるものと思、思想上の矛盾を來し、從て此三社託宣が彼の作に非ることをも想見し得べきことなり。又兼俱の神道は佛説を雜ゆること甚しく、彼の林羅山をしてト部家説は内證に服を嫌はず注連を張れば服も障りなしと謂ふに在りと絶叫せしめたり、之を春日託宣の前半部、千日注連云云の文字に對照し來れば益々三社託宣編成が兼俱の手になりしならんとの私案を強からしむるものあり。而して此春日託宣の原形とも見るべき諸神本懷集に、八幡託宣として舉示せらるるものは、勿論春日の託宣と歸趣を同ふすと雖も、之に比し語氣頗る穩當にして文意もよく通達せるを覺ゆるなり。然れども思想事物發展の順序上、外來思想に影響せられて外界の清淨に加ふるに、内心の清淨に着目し、次第に之に重きを置くに至るものあるは自然の勢にして、ト部派の神道思想も亦著しく此色彩を帶びたり、而してこは極めて明かに三社託宣に現はれたり。

夢中問答○石僧

○上 略 伊勢大神宮には幣帛をささぐることをも制し玉ふ、經呪を讀誦するをもゆるされず。我先年勢州に下りて外宮の邊に一宿したることありき。其時一の禰宣

といふ人に其謂れをたづねしかば、此社に詣づる時内外の清淨あり、外の清淨とは精進潔齋して身を穢惡にふれざるなり、内の清淨とは胸中に名利の望をおかざるなり、よのつね、幣帛をさゝげ、法樂をなすことは皆是名利の望を祈り奉らんためなれば内清淨にあらず、此の故にこれを制し玉へり、たとへば政道をたずくる官人の訴人のわいろをとらざるが如し。○中略しかればたゞ名利を求むることをやめて内心清淨ならば名位福祿おのづから満足すべし。若しからずば、日々夜々に參詣して幣帛神馬の賄賂をさゝげ、經呪法樂の追従をはげます共、其所望をかなふる事あるべからず、神慮かくのごとし。此事は或託宣の記に見へたり云々。○中略又清淨を人にしめさんために、法樂をもうけ玉はじとは託宣ありし故に、有無に法師は出入口ぬよしになれり、神は皆佛菩薩の垂跡あり、いかでか實に法師をにくみ玉ふ事あらんや。さればそのかみ高僧の中に入り玉へる人もありきと云々。○下略下文に内外清淨の利益を萬世にほとあり。

太神宮參詣記

○佛坂

就中當宮參詣のふかきならひは、念珠をもとらす、幣帛をもさゝげずして心に祈る所なきを内清淨といふ。潮をかき、水をあひて身にけがれたる所なきを外清淨と

云ふ。内外清淨になりぬれば神の心と吾心と隔なし、既に神明に同からは何を望みてか祈請の心あるべきや。これ眞實の參宮なりとうけ給はりし程に渴仰の涙とじめ難し。

神道簡要(波會家行)

敬神態以清淨爲先、謂從正式爲清淨、隨惡以爲不淨、惡者不淨之物、鬼神所惡也。

神道大意(下部兼俱)

神道と者心を守る道なり。略中 之を守るの要は唯己の心の神を祭に過たるはなし、是を内清淨と云ひ、又外清淨と云ふ。略中 汚と云ふは執着の心を忌む義也、忌の字を己が心と作れり以之可知。

羅山先生文集○林道春

詣伊勢皇太神宮之時也、有外清淨焉、有内清淨焉。不食肉、不飲酒、不茹葷、不御女、身不觸凡穢惡、謂之外清淨也、所謂齋也。心敬而忘名利、謂之内清淨也、所謂心齋也。如今世人外清淨尚不爲、而況於内清淨乎。是以未有協于神明者也。略中 我聞之禡宜云。

神道傳授(林道春)

一外清淨とは行水をして常の寢所を替るを云。

一内清淨とは精進し其上にて薜荔の類を不喰を云也、是謂是齋、此二つは輕き神事也外祓也。

一重神事は身を清て精進するを外清淨と云、心に妄念惡念を拂を内清淨と云也、是内之祓也。

清濁有て後萬物生す、其清濁に二あり、一には身の清濁、二には心の清濁也、心の上にて曰へば智は清也、愚は濁也、正直は清也、邪智は濁なり、慈悲は清、慳貪は濁、直は清、曲は濁、道を行は清、無道は濁、忠孝は清、不忠孝は濁、善清惡濁これらの事を行ふは身の清也、不行は身の濁なり、是等の事を思は心の清也、不思は心の濁なり、心清は身清。心濁は身濁、みも濁惣して穢也、故に神は穢を嫌玉ふ、是神道に穢を忌の子細なり。

中濁をいやしむ道理、神代より人の代に至る迄定る事なれば濁を嫌ふこと大法也と可知、然れども水火には無穢、入物には穢ありと云は神道の習也、若又根本の初に返る時は穢を不嫌理無にしもあらず、然れども此忌を立ること世の教とせんため也。

一身の穢有、心の穢有、神是を雖嫌別して心の穢を惡む、惡念の起を心の穢と云ふ。

神道初傳口授(伴部安崇)

清めとて毎日湯水を浴、身の垢をすりみがくことにてはなし。○中略清淨とは正き道に従のことなり、げがれとは惡き道へつき隨ふを云、何ほど身を洗ひ、垢をみがきても、放心して人欲氣偏に引さる者は大なる穢れなり、其心では神慮に叶はぬことなれば、清めの心得を取ちがへぬやうにとの教也。

是等は吉田流のト部兼俱、伊勢流の度會家行、理當心地流の林羅山垂加流の伴部安崇の著書より其一例を示したるに過ぎず。此の如きの類は神道者流の書中實に枚舉に違あらず。即ち彼等は從來の身體の清淨や外界の清淨を外清淨とし新に之に心の清淨を加へて内清淨となし、内は本にして外は末なりとも説き、或は心の清淨は内外の清淨を兼ねるものとも云ふに至れり。而して此思想の極端に表はれしは三社の託宣に於て、此の如く既に之を見るを得可し。

而して此事は、前陳の如く伊勢に於て、斯思想既に鎌倉時代に神官間に發達し、特に汚穢の喪葬を掌り神を以て佛の垂跡とせる僧徒間に歓迎せられたるが、又儒者の間にも徳川時代に於ては既に「仁者無敵」の口吻に似て、「仁者には忌なき事を王陽明學派の著る

しく唯心論に傾ける)中江藤樹熊澤蕃山の常談書牘類を蒐録せる書に見出すに至れり
儒家筆記(元祿二年正月十日序あり)

三社託宣之註

(春日大明神託宣)

○上宜ナル哉、春日大明神ノ重服深厚ノケガレヲ厭ヒ玉ハズシテ、慈悲ノ家ノ守護
神トナリ玉フ事。故ニ知ヌ仁者ニハ忌ナキ事ヲ。只ヒトリ春日ノ神ノミニアラ
ズ、然ルニ天神地祇三十番神諸ノ神明慈悲ノ家ヲ守護シ玉ハヌハナシ、故百難ヲ即
滅シ萬福ヲ來ラシメ積善ノ餘慶子孫ニ及ベリ。

又橘三喜に至ては更に宗教的となり、淨土教の徒が彌陀の名號を稱ふれば諸罪消滅
と考ふる如く、天照大神の御名を口にすれば諸穢盡く祓除せらるとなすに至れり。
神道四品縁起

惣して垂跡の社には淨穢を隔つる事あれども、本地の神には心よりたゞまざる穢
はかつてきらはず。其上天照大神は、諸神諸佛の惣御本地なれば、忌穢少しもと
がめ給はず、死穢産穢、月水穢、其外何れの穢ある時も、御名號をとなふれば、其功德に
よりて、けがれ悉くはらはれて、一切の願成就すべしとの神教なり。引導の歌に曰く、

生れ來ぬ、先も、むまれて、住める世も、

死しても神のふところのうち。

予は固より内清淨は外清淨よりも更に發達したる思想なるを認むるに客ならずと雖とも、獨り是のみに重きを置き、外清淨を蔑視して顧みざる矯角殺牛的の極端説は終に我固有の純神道を逸脱したるものと信す。我輩豈徒らにバリサイ人の鑿に倣ふものならんや。

猶ほ又此神が慈悲を主とし給ふことに就きては、春日權現靈驗記に明神自ら慈悲萬行菩薩と仰られしことを記すも、神佛混淆時代に出來たる此類の書には、他神々にも亦かかる類數多見ゆれば、之を以て必ずしも此明神のみの特色とする能はず。選集抄にも「慈悲は諸善の根本諸佛の體なり」とさへ云へり。所謂「佛心者大慈悲」とは是觀無量壽經の意なり。

されば是等三社託宣の内容を分析し比較し研究し行くときは、この三社託宣は何れの神に持行くも何れも差支なく當てはまるものたるを見るなり。

果して然らば、何故に斯の如く、いづれの神にも通用せる諸託宣中より、截然互に特色ある、所謂三社託宣が組織せられたるか、我輩は更に之に論及すべし。

新三社並に其託宣の材料は足利時代に於ける時代思潮にして、特に通俗的世間的にこの思潮の既に成熟せしは前陳の如し。而て我輩は更に進みて學說に於ても亦然りし所以を證すべし。

前陳の如く、我古神道も世通人心が儒佛の影響を受けて漸々精神的に趨くの一般機運に漏れず、三種の神器の如きも單に神聖なる傳國の重器としてのみならず、後には學者識者によりて、之を以て智仁勇三徳の象徴^{シムボル}をも兼ねると考へらるるに至れり。吉野朝時代の碩學にして神道及歴史の泰斗たる北畠親房は、其渾身の熱血を注げる神皇正統記に於て、左に引用する如く、鏡を以て正直を、玉を以て慈悲を、劍を以て智慧を表すとし、而て其中、鏡を本とし、之を以て宗廟の正體にして明を象り、あれば慈悲決斷は自ら其中に含まるゝと説くに至れり。今之を三社託宣に比較するに、天照皇大神が其組織の中、心本尊を成し且つ皇室の大祖神として之を代表し給へるのみならず、八幡大菩薩は其子孫、春日大明神は其臣下に在しませば、畢竟二神は此大神に對立するものにあらずして其從屬たること、猶ほこの二神により代表せらるる幕府の足利氏攝關の藤原氏が皇室の臣下に外ならずして、皇室を離れて彼等が獨立に存在するにあらざると一般なり。又伊勢の御神體は勿論明鏡にして、我皇室の尊嚴なる、高く臣民の上に臨御し、日月の私

照なきが如く公平に之を治め給ふこと猶ほ明鏡の萬象に對するとひとしければ、三社宣託中の天照皇太神宮の御託宣にも、正直は終に日月の憐を蒙り、惡計は必ず神明の罰に當るを諭し給ひたり。而して八幡は武臣たるものゝ氏神として、劍を其象徴とし、剛直決斷の徳を標し給ふなれば、其御託宣は寧ろ鐵丸銅焰の苦を忍ぶも斷じて非禮を受けざるべきを顯はし給ひ。又春日は文臣たる公卿の氏神として、玉を其象徴とし、柔和善順の徳を標し給ふものなれば、其託宣は慈悲ある人の祈請には神道に於て最も嫌忌する死穢をも顧みずして其室に趣かんと宣へり。即ち三社託宣の本意を神皇正統記の説に比するに殆んど符節を合するが如きものあり。

神皇正統記

鏡は一物をたくはへず、私の心なく萬象を照すに是非善惡のすがたあらはれずと云ふことなし。其すがたに隨ひて感應するを徳とす。是正直の本源なり。

玉は柔和善順を徳とす。慈悲の本源なり。劍は剛利決斷を徳とす。智慧の本源也。

此三徳を翕受すしては天下の治まらんことまことにかたかるべし。神勅あきらかにして、詞約かにむねひろし、剝之神器にあらはし給へり、最かたじけなき事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ。鏡は明をかたちにせり、心性あきら

かなければ慈悲決斷は其中にあり。

正統記の説も必ずしも全部敢て親房の新案なりと謂ふべからず、其前代より來りし必然の徑路あり、亦多少の資料も有りと雖も、かく簡潔にかく明快に秩序的に説明せらるるに至りては、著者の人物と境遇とに照らして、此解釋は眞に光輝あり活潑々地の生命あるを覺ゆ。博學なる兼俱豈此書等を知らざるの理あらんや。又機を視るに敏にして策略縦横の兼俱豈に此學説の後世益々勢を得て天下を風靡するを知らざらんや。是れ彼が三社託宣を編成する暗示を此に取れるにあらずやと疑ふ所以なり。見ずや徳川初期の朱子學派頭領林羅山の神道傳授、陽明學派の巨儒熊澤蕃山の三輪物語及三社託宣註、同中期の雜學考證家皇國の神道俗説等に就きて井澤長秀の天瓊矛記等の如き、皆此説に同じきを。たゞ儒教と益々密接になり來りて、我國固有の惟神道即皇道祭政一致の精神を、儒教の最重要素王道若くは人道の語を藉りて、之と神道とは理一而不二なるを闡明し、且つ正直決斷慈悲の語或は和臭を帶び來り或は佛語なるを以て之を洗煉し、儒教の有名なる三達德仁智勇に代へ但しそれが爲め正統記の歎を以て智慧の本源とせるなれば鏡に移し代へたり。されど大體の意味於て異變なし。或は又日月星の三光を以て之に擬するあるに至りしに止まるのみ。

神道傳授

三種神器

一〇○中此三の内證は、鏡は智也、玉は仁也、劍は勇也。智仁勇の徳を一心に保つ義也、心に在ては智知勇也、あらはし器と成時は玉と劍と鏡と也。是を以て國家を治守也、又鏡は日に像り、玉は月にかたどり、劍は星に像る、此光ありて天地明なるが如し。三種神器備て王道治る、王道神道理一也。

三輪物語

○上略三種鏡は知徳の象也、玉は仁徳の象也、劍は勇徳の象也。鏡は心の神明にして神器を擧ぐる鏡は知徳の象也、玉は仁徳の象也、劍は勇徳の象也。鏡は心の神明にして神器を擧ぐる
虛靈不昧成にかたどれり、天に在ては日光とし、事にをきては正直とす。玉は心の溫潤にして、慈愛とし恭敬なるに象れり、天に在ては月光とし、事におきては委曲とす。劍は心の剛強にして堪忍、斷なるに象れり、天にありては星とし、事にをきては威武とす。
○中明鏡曲玉寶劍わかつべからず、神明の徳也、ある時は共にあり、三光あれば天也、三種の神器あれば天子也、知仁勇あれば人也、鏡は知也、玉は仁也、劍は勇也。

儒家雜記

三社託宣文註

(天照皇太神託宣註)

三神本一性ニシテ、直慈悲義モト一徳也。故ニ正直ニシテ慈悲勇義ナキハ眞ノ正直ニアラズ、慈悲ニシテ正直勇義ナキハ眞ノ慈悲ニアラズ、勇義ニシテ正直慈悲ナキハ眞ノ勇義ニアラズ、アル時ハ共ニアリ。是故ニ知ヌ三神體ナシ、正直是レ其體、三神心ナシ慈悲是其心、三神奇特ナシ義理是其奇特。三神ノ體天滿自在ナラシムベキハ人道ノ正ニアリ、三神ノ心天下ニ明ラカナラシムベキハ人道ノ仁政ニアリ、三神ノ奇特天地ノ間ニ行ハルベキハ人道ノ禮義ニアリ。

神道天瓊矛記

治世の要は柔剛正直の三を過ぎず、和なれば人いたします、故によく柔なり、是八坂瓊曲玉にて仁にかたどる、威なれば下あなどる、ゆゑによく剛なり、これ草薙寶劍にて勇にかたどる、まがれは教おこなはれず故によく正直なり、是八咫寶鏡にて智にかたどる。

一書云、此三器をもつて日月星の三光に比す、三光なれば天地くらし、三器なれば朝廷あきらかならず、日月の二字をあはせ明とす、明は光からやく體にて則神明の徳也、日月といふ時は星を兼たり。

斯學説は既に吉野朝時代に於て實にかくの如く發展したるものなれば、室町時代に

生れ、儒學佛教を神道の潤色とするを主張する兼俱の學派にありては、何ぞ此說に賛せざらんや。而して徳川時代に至ては、苟くも皇國の事に心を留むるものは、單に神道家ののみならず、國學者漢學者も哲學者思想家も、歴史家も雜學家も、志士論客も、大抵盛に此說を主張せざるはなく、くは顧みられざりしも 多水戸學派の明治の耆宿にして大日本史完結の任を全ふせられたる恩師故博士栗田寛先生の天朝正學にも亦此事見え尙ほ現時も此說を奉するもの少からざるなり。兼俱たるもの豈に斯の如く其當時益々有力となり行く這種學說を逸せんや。是れ前に陳べし如く彼の三社託宣編成の「ひんと」標準は、或は此にあらずやと忖度する所以なり。

人或は言はん、三社託宣出現の動機は既に聞くを得たり、敢て問ふ之をト部吉兼俱若先は其に歸するは何ぞやと。

我輩は之に答へて曰はん。

(一) 其書に見えし時期は、前陳の如く文明二年即ち兼俱三十四歳の時にて、既に彼の學說成り聽者の歸依信仰を博すべき年齢に達したるとなれば、其前に後花園院の之を書し給ひしと此時始めて實隆公記に見ゆるも怪むに足らず。而して其一本奥書に永享十年(此時兼俱は生れて四歳)とありて其頃の作と思はるる諸神本懷集には、猶

ほ未だ三社託宣の成形を見ずして、却て其中に記されたる八幡託宣は三社託宣中の八幡春日兩社の分を合せたるものたるを知るのみ。又諸神本懷集の如き疑はしき書は姑く置くも、室町幕府の世臣にして聽訟を掌りし飯尾善祥の、其稚子幼姪に教えたために享徳三年(此時兼俱二十歳)に編成せし事物類聚即ち童蒙用(兼大)節用集たる撮壙集には、神部の門を設けあれども三社並に其託宣の事なし。當時の辭書になきを以て、直ちに其時代に其物無かりしならんと断するは極めて危險なることなれども、當時若し既に三社託宣なるものあらば、其通俗平易にして信仰並に教訓に好適の題目たる故に、老少を問はず廣く之を崇拜信仰すること後世の如くなりしなる可きを以て、更に九十四年後の天文十七年の色葉運歩集の之を記載すると同一轍とまで行かざるも、少くとも三社の名目位は節用集に載せられるべきに、そのこれなきは思ふに當時兼俱尙弱冠の身なれば未だ此組織をも案出せず、又そを案出したりとするも、未だ廣く世に公布せられざりしためならん。此託宣の發生地として最も適當と思はるる京師に世住し、且つ判官として、上下一般の事情に精通する飯尾善祥にして、若し其當時に此託宣ありしならば、其家庭教育に極めて適當なる此の如きものを童蒙用の其著書に收録せざる筈なからんと信す。其收録せられざりしは恐らくは當

時是れ無かりしが爲めならんか。

(二)其出所につきても、此託宣を受けたるものを或は吉田神主と汎稱し、或は兼延或は兼豊作とし、特に兼俱自身は春日大明神の彼の先祖たる伊比丸に託宣し給へりとの說を吐けり。而て是等の人々は皆彼の祖先なりしの事實を以て考ふれば、ト部氏の手に此三社託宣が出でたるを疑ふは理無きにあらずと信す。

(三)三社託宣はト部氏歴代中之を兼俱の作とするを以て最も其時勢と時期とに適することは前に陳べたるが如し。ト部家の文書は未だ世に公開せられざるを以て我輩は不幸にして未だ之を見る機を得ざるも、それを閲覽せられたる三浦周行博士より傳聞するに、兼俱以前のものに三社の事更に見えずとの事なり。現存文書に見えずとて、直に之を論據として否定說を主張するも、亦極めて危險なることなれども、他の事情を參照して、我輩は益々三社託宣の兼俱の作なるを信せんと欲するものなり。(四)次に兼俱の人となりは實に之を爲すに適す。即ち彼の學識は一世に傑出し、皇室に於ては後土御門天皇、攝關家にては二條持通、將軍家にては足利義尚を始めとし、公卿にては中御門宣胤、特に神道の名家にして後世ト部氏と水炭相容れざる白川家の忠富に至る迄其說を聽信し、且其神道は純神道の勃興迄天下後世を風靡し、其子孫は

神通界の霸者たるの位置を占むるに至りたるほどの傑物にして、其博學雄辯は神儒佛を包括し、晴富宿彌記に「佛教儒道爲神道之根元趣等令演說誠驚耳者也」と感嘆せしめたる程なれど、其性行頗る術數に長じ、霸氣満々たるの人なり。文明十八年十二月二十二日伊勢の宇治(内宮側)山田(外宮側)の戦争により、山田の徒外宮正殿に籠り火を放ちて自殺し、翌年其神官の内訌により其一人たる基直より此兵燹の爲め外宮神體紛失の注進あるや、彼は之に乗じて或は後土御門天皇に説き奉り、「神體之義兼俱口傳存知之由申候也」と稱し、其六月檢閱勅使の命を得たり。然れども社家の峻拒に逢ひて行くを果さず、心算齟齬せしならんも、其翌々年即ち延徳元年、即ち彼が三社託宣由來說を出せるの年の三月廿五日及び十月四日に伊勢内外宮の御神體京都吉田なる彼の吉田齋場に天降れりと密奏し、終に天皇の御覽に入れ奉り、無疑所被思召也の御證明を受け、又其家の天兒屋根命より神道及所謂神籬璽を正傳せられたるを證せん爲め大化六年鎌足の傳授附屬文書及神籬璽をも新造し、又奈良春日本社に鎮座ます藤原氏の氏神たる大明神の尊高の位置を、窃に自己の奉祀する同神吉田社に移さんとて、長和六年、藤原道長の平安京に遷都後は京の吉田社を同氏の氏神とすべしとの書案を偽造し、又其家の位置を尊くせんとて承安五年の院宣及び嘉錄三年及嘉

曆二年の綸旨を假作するの類比々皆是れなり。されば彼の三社託宣の如きも他に反證なき限りは、其平生の舉動より此の如き事に對して注意人物たる兼俱の作れるものならんと認めらるゝも、亦已むを得ざることなるべし。

(五)此三社託宣に見ゆる神儒佛調和の思想は兼俱の學說に合せること既に前に陳べたり。又時勢並に時代精神より考ふるも此三社託宣の彼の時に編成せられたるものと見るべき理由あること亦既に前に陳べたるが如し。

之を要するに此三社託宣は時勢並に時代思潮に於て當然此に達すべき傾向を有せしものなるや明かなり。而て之に加ふるに吉田兼俱の如き博學多才にして權謀に富み霸氣滿々たる人出て、能く舊來資料の散漫普汎なるものを組織大成し、即ち皇家の祖神天照太神宮託宣には正直普照、源家幕府の氏神八幡大菩薩には勇猛清淨、藤氏攝關の氏神たる春日大明神には慈悲柔和の徳あるものと教へ、以て各神夫々特色に適合せる託宣を組成すると同時に、其文體及形式を同様に組立て、三者相須つて離れざらしめたるならん。斯くして三社託宣は以て信仰箇條たらしむべく以て倫理の格言たらしむべく。以て或は識者の意志にも資すべく以て愚蒙の教化に益すべし。斯くの如くにして始めて生氣あり活力ある三社託宣を得たるなり。兼俱の三社託宣を作れる動機の

如き姑く置き三社託宣は社會風教上實に少からざる功績あり。彼の如きは固より述而不作の聖人に非ずと雖も述而大作の豪傑たりと謂つ可きなり。

第四章 餘說

予は前章に於て、略ほ如何に此三社託宣信仰の廣く且つ深かりしやを説きしが、今此に對照すべきもの一二を附記すべし。

此託宣の能書家によりて筆せられしことは、室町時代には京師の中御門宣胤、江戸時代には江戸の三井親和等の揮毫のことを記せり。此には更に親和より先きに近江彦根侯臣岡本半助の書と傳へらるゝものあるを加ふべし。

瓊浦雜綴(蜀山人)

○岡本半助の書しと云、三社託宣を得たり。其書甚うるはしく見ゆ。按書畫一覽に岡本半助正武初名後宜就に改む、喜菴又無明道者と號す、彦根侯軍師、松花堂と友たり、書法嵯峨天皇の御體を學ふと云へり、故に世に天皇流と稱す。連歌及茶道を好む、風流一時に聞ゆ云々。(文化十二年五月十二日)

又其和歌と稱せらるゝものあり。固より兼好筆にあらざること論を待たずと雖とも、其江戸時代に深く信仰せられて、終にかゝるもの生するに至りしなり。

金曾木人○蜀山

一 今の三社の託宣は嵯峨天皇の御作にして、三社の贊といふものなりとぞ。
一言にも「三社託宣」といふは嵯峨天皇の御作にて三社の御讃なるよし或書に見えたり」とあり、又三社の和歌あり、

直なる心を守るおとこ山榮行ことの、あらんかきりは

五十鈴川ながれの末も絶やらし、たまらぬ水に光ある月

むかしより、跡たれそめし、みかさ山、いのる袖にと、かよふ神風

印

此印ある石摺を見たり、兼好法師か筆なりといふ傳ふ。略○下

石楠堂隨筆人○蜀山

○ 兼好法師三社託宣の歌とて三覺山月桂寺にあり。

(歌同前略す)

又其狂歌に譯せられたるものには

無心抄○僧如雲著、安永七年七月
九月望の跋あり大坂出版

三社託宣

伊勢

著○同一話人

よるも晝も、雨がふつても、降らいでも、大千世界天てらす神。

八幅

鐵丸を、たとひくふとも、けがれたる人の心は、のみこまぬ神。

春日

みしめ繩、心にはりて、惡をさけ、慈悲をたるゝを、神といふ也。

又延寶六年に既に三社託宣由來てう歌曲本京師に於て出版せられたること前に記せ
しが、此には元祿頃と思はるゝ俚俗の笑話本にも亦既に天照大神の託宣の一節が引用
せられあるを記すべし、

初音草咄大鑑○洛下寓言子序作(京都)五條橋通川勝五郎右衛門出
版予見たる古本
元祿の再版には年號を記さず、大久保範雪氏の笑話書目には安永五年丙申年に係け
歟とあり

五 梅法師は昔の皴

正直は一且の依怙にあらずとかや。すんと孝行にてなみだもろき人、さる方へふ
るまひにゆかれけるとき。平皿なる筈羹をみて著をからりとすて、なみだをはら
くとこぼされければ、亭主きもをつぶして、これは何となされたといへば、あの梅
ぼしを見ましたれば、死なれた母じや人のことがおとひたされて、なげきますると

いふた

而して予は重ねて此託宣の往時にありては、神儒佛の三徒によりて信仰せられたるのみならず。特に朱子派の泰斗山崎闇齋家の累代之を信じ、又陽明派の巨擘熊澤蕃山等の其註解あるに感するものなり。國體とへ兩先生とも儒學旨信の常夢を脱し、而て又之を版行施本せる淨土宗の智堂、並に其註解闡明に心血を註ける真言宗の亮盛の熱心に感するものなり。

又前章に見えたる諸家並に諸説に加ふるに、此章の俚歌巻談等を參照せば文學東漸の爲もあるべけれど、徳川時代の初期に於て、此三社託宣が特に廣く京坂並に其附近の地に廣く行はれたる痕迹を示すが如きも、亦或は以て此託宣が之より遠からざる時代に於て此附近に發生したる、即ち更に範圍を狭めて言へば足利時代の中葉以後、京師に於てト部兼俱の手により編成せられ、爾後其徒によりて益々廣められたるを暗示するにあらざるなきか。

終りに臨み恩師博士三上參次先生の教示知友中川忠順學士岡百世學士の厚意並に同人加藤玄智博士、長井眞琴學士の助力を深く感謝す、又此稿は一昨大正二年末急々一氣呵成に草了せしものなれば、自ら意に満たざるもの甚だ多し。然れども前半は既に

に公にせられたれは、更に稿を改むる能はず。謹んで讀者諸君の推讀を仰ぐ。

前號に神道の要素たる正直の語の支那出典の一ニを擧げしが、今本朝に於ける古き用例は、既に日本書紀繼體天皇廿一年六月條に「大伴大連等僉曰正直仁勇、通於兵事、今無出於(物部)龜鹿大右。」云々とあり。

又伊勢太神宮と正直の關係につきても、前々號に記せしが、尙ほ砂石集に

「太神宮御事。去弘長年中ニ、太神宮へ詣テ侍シニ、或神官ノ語リシハ、當社ニ(中略)御殿ノカヤアキナル事モ、御供ノ黒モ人ノワツラヒ國ノツイエチ思食故也。カツチ木モスケニ、タルキモマガラス、人ノ心ヲ直ナラシメント思食故也。サレバ必ズナチニシテ民ノワヅラヒ國ノ費チ思ハシ入、神慮ニカナウベキナリ」

とあり又芳野朝時代の夢想國師の夢中問答にも亦之を記して、「社壇其中にあり地を平かにひかれたる事もなし、たゞかたさがりなる山すがたのまゝなり。寶殿はかやぶきにしてもと皆すぐなり。鳥居の蓋もそらされず、御供の米はたゞ三杵つくばかりなり神官巫女及參詣の貴賤言語をもいださず行歩も亦つゝしめり是則ち淳素正直の風體を諸人にしめされ内外清淨の利益を萬世にほとこし玉ふよしなり(中略)宇佐八幡大菩薩も亦正直の首にやどり玉はんといふ誓ありしを引く若此正直の道に入給はずは、たゞひ貴人高僧の御首なりとも大菩薩のやとらせ給事あるべからず、いはんや餘人をや。伊勢八幡の御事のみかゝるにはあらず、其餘の諸神逆順の方便となるといへとも、哀憐の旨趣は同じかるべし」とせり



世人爲榮利纏縛、動曰「塵世苦海」、不知
雲白、山青、川行、石立、花迎、鳥唉、谷答
樵謳、世亦不_レ塵海亦不_レ苦、彼自塵_ニ苦其心_ニ爾

(菜根譚)